

平成 2 3 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第1日）

6月16日（木曜日）午前10時00分 開会  
午後 2時19分 散会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 平成23年度所信表明演説（市長）  
・教育行政執行方針（教育長）
- 日程第 6 議案第 10号 赤平市税条例の  
一部改正について
- 日程第 7 議案第 11号 赤平市国民健康  
保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 12号 財産の取得につ  
いて
- 日程第 9 議案第 13号 市道の廃止につ  
いて
- 日程第10 議案第 14号 平成23年度赤  
平市一般会計補正予算
- 日程第11 議案第 15号 平成23年度赤  
平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第12 報告第 4号 平成22年度赤  
平市一般会計繰越明許費繰越計算  
書の報告について
- 日程第13 報告第 5号 株式会社赤平振  
興公社の経営状況について

・教育行政執行方針（教育長）

- 日程第 6 議案第 10号 赤平市税条例の  
一部改正について
- 日程第 7 議案第 11号 赤平市国民健康  
保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 12号 財産の取得につ  
いて
- 日程第 9 議案第 13号 市道の廃止につ  
いて
- 日程第10 議案第 14号 平成23年度赤  
平市一般会計補正予算
- 日程第11 議案第 15号 平成23年度赤  
平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第12 報告第 4号 平成22年度赤  
平市一般会計繰越明許費繰越計算  
書の報告について
- 日程第13 報告第 5号 株式会社赤平振  
興公社の経営状況について

○出席議員 10名

- 1番 大道 晃 利 君
- 2番 五十嵐 美 知 君
- 3番 植 村 真 美 君
- 4番 竹 村 恵 一 君
- 5番 若 山 武 信 君
- 6番 向 井 義 擴 君
- 7番 太 田 常 美 君
- 8番 菊 島 好 孝 君
- 9番 北 市 勲 君
- 10番 獅 畑 輝 明 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 平成23年度所信表明演説（市長）

○欠席議員 0名

○説明員

市長	高尾弘明君
教育委員会委員長	田口敏弘君
監査委員 選挙管理委員会 委員長	小椋克己君 壽崎光吉君
農業委員会会長	野村繁君
副市長	浅水忠男君
総務課長	町田秀一君
企画財政課長	伊藤寿雄君
税務課長	吉村春義君
市民生活課長	栗山滋之君
社会福祉課長	伊藤嘉悦君
介護健康推進課長	斉藤幸英君
産業課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	保田隆二君
消防長	中村高庸君
市立赤平総合病院 事務長	實吉俊介君
教育 委員会 教育長	渡邊敏雄君
” 教育課長	相原弘幸君
監査事務局長	下村信磁君
選挙管理委員会 事務局長	町田秀一君
農業委員会 事務局長	菊島美時君
○本会議事務従事者	
議会事務局長	大橋一君
” 総務議事 担当主幹	野呂律子君
” 総務議事 係長	渡邊敏一君

(午前10時00分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成23年赤平市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第78条の規定により、議長において、6番向井議員、8番菊島議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から24日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から24日までの9日間と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は8件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成23年第1回定例会以降平成23年6月15日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、東北地方太平洋沖地震の対応状況について申し上げます。3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、本市といたしましては早速3月15日に赤平市東北地方太平洋沖地震災害対策本部を設置し、被災地に対する救援並びに支援等を行ってきたところであります。これまでの支援等の内容につきましては、3月28日に日本赤十字社を通じて災害見舞金を送り、救援活動については緊急消防援助隊の第6次北海道隊として3月28日から4月3日までの間に3名、第12次北海道隊として4月21日から4月27日の間に5名と救助工作車1台をそれぞれ宮城県石巻市へ派遣し、行方不明者の捜索活動に従事したところであります。

また、本市におきましては、空き家となっている公営住宅13戸について一部の生活用品の整備を含め避難者の受け入れ態勢を整え、今日まで福島県から2件14名の方々を受け入れし、既に4名の方は帰省しておりますが、現在も10名の方が避難生活を送っている状況であります。さらに、市民から救援物資を募るため市役所に受け付け窓口を設置し、ご協力をいただいた日用品等につきましては、4月20日に道を通じて被災地へ送らせていただいたほか、市役所ほか市内7カ所の公共施設内に義援金箱を設置し、5月9日に日本赤十字社を通じてお送りさせていただいたところであります。なお、義援金箱につきましては、9月30日まで設置し、引き続き皆様のご協力をお願いしてまいります。

現在は消防職員並びに一般職員の派遣要請が解除され、保健師についてのみ待機している状況であります。今後も本市の災害対策本部を中心に被災地等の要請に対しできる限り対応してまいります。こ

のほか市民や各種団体並びに企業の皆様におかれましても被災地に対する大変多くのご支援を賜っておりますことに心より感謝を申し上げます。

いずれにいたしましても、いまだ行方不明の方々や避難されている方が大勢おられ、原発による収束見通しが立たないといった大変厳しい状況であります。被災地の一日も早い復興を願うところであります。

次に、全国及び北海道市長会の動向について申し上げます。平成23年春期北海道市長会定期総会が5月12日に苫小牧市で開催され、地域主権の理念に基づき、国と地方の役割分担の明確化を図り、基礎自治体への権限移譲、義務づけ、枠づけの廃止、縮小など分権型社会の実現を推進すること、また国から地方への税源移譲をすることにより地方税の充実強化として国、地方間の税源配分を当面5対5とすることや地方税収の地域間格差の是正、その他社会保障と税の一体改革の検討に当たっては国と地方の役割分担を明確にし、地方が安定的な社会保障サービスを提供できるよう地方消費税の充実、一般財源総額の拡大を図ることなど、5項目にわたって地域主権改革の推進及び地方財源の充実確保に関する決議が採択され、6月7日に国会議員並びに関係省庁に対して要望を行ってきたところであります。また、第81回全国市長会議が6月8日に東京都で行われ、国が進める地域主権について国と地方の役割の明確化やより一層の税源移譲など、基本理念に基づいた真の地方主権改革が実現するよう採択されたところであります。

次に、平成22年度の各会計の決算見通しについて申し上げます。現在平成22年度の各会計決算の確定に向けて事務処理を進めておりますが、一般会計においては約3億円の剰余金が生ずる見通しで、かつ財政調整基金につきましても平成22年度末残高が11億6,000万円となっております。また、病院事業会計につきましても職員数の縮減等による独自の経営改善や一般会計からの繰入金の前倒し等によって平成22年度末の不良債務額は6億円台まで改善し、経

営健全化計画を上回る速さで不良債務を解消しております。このほか国民健康保険特別会計で約1億円、水道事業会計で2億円弱の資金剰余が生じているなど、地方財政健全化法の施行以来連結実質赤字比率が大きな課題となっておりますが、市すべての会計の連結決算において初めて黒字転換する見通しとなり、連結実質赤字比率は発生しない状況であります。

次に、らんフェスタAKABIRA2011について申し上げます。第11回目となりましたらんフェスタAKABIRA2011は、4月15日から17日までの3日間にわたり総合体育館で開催いたしました。出展された花は過去最高の552鉢となり、受賞花をセンターに配置するなどレイアウトにも工夫を凝らし、さらにミニコンサートや大道芸パフォーマンス、料理研究家の星澤幸子先生による講演会などを実施し、来場者をお迎えしたところであります。あいにく16日に雨、17日に雪が降るなど悪天候の影響により入場者は9,476人でありましたが、観覧された方には大変好評の声をいただいたところであります。この間実行委員会を初め多くの企業、団体、関係機関、そして市民の皆様のご協力によりまして3日間無事に終了することができましたことに心から感謝を申し上げます。

次に、流政之氏の作品「先山」建立1周年記念「旅法師」の除幕式について申し上げます。昨年世界的な彫刻家である流政之先生から寄贈いただいた作品「先山」の建立1周年を記念し、このたび以前から流先生と親交の深い市民の方から彫刻作品「旅法師」をご寄贈いただいたところであります。6月11日にエルム高原家族旅行村のトリム広場において流先生ご本人がご出席のもと、市民を初め赤平流応援隊の皆さんや札幌などからも多くの関係者の方々にご参加をいただき、除幕式が開催されたところであります。さらに、流政之赤平応援隊が主催となり、赤平市出身でバイオリン奏者として有名な板垣登喜雄氏などを招き、交流センターみらいにおいてミュージック&トークショーも開催され、芸術文

化を堪能する一日となったところであります。

次に、交通安全運動について申し上げます。5月11日から20日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力のもと春の全国交通安全運動を展開したところであります。早朝の街頭指導には延べ1,751名のご参加をいただき、運動期間中は交通安全祈願祭及び旗の波作戦など効果的な運動を実施したところであります。また、昨年住吉町鮫淵トンネルで死亡事故が発生し、とうとい人命が失われましたが、この路線において事故の根絶を願い、赤平ロータリークラブから啓発看板を寄贈、設置していただきました。今後も市民の皆様とともに安全、安心な地域づくりを形成し、交通事故による犠牲者が一人も出ないよう交通安全意識の高揚を図り、地域住民と密着した運動を展開し、市民一丸となって交通事故絶滅に向け取り組んでまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、災害対応型自動販売機による共同事業に関する協定の締結について申し上げます。本協定につきましては、災害時における飲料水の確保と平常時の地域防災力強化のため、北海道と北海道コカコーラボトリング株式会社との間で平成18年に締結された災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定に基づき、総合体育館並びに植松電機の2カ所に災害対応型自動販売機を設置するため6月3日に本協定の締結を行い、総合体育館のロビーに設置された災害対応型自動販売機については電光掲示板点灯式及び飲料水の無料提供を行ったところであります。これに伴い災害対策本部が設置されるような災害が発生した場合などには、本市の判断により自動販売機内に在庫されている飲料水を無償で提供していただけるほか、遠隔操作により自動販売機が備えている電光掲示板の機能を活用し、地域住民に対して防災情報はもとより平常時から種々の情報提供などの発信を行うことができるようになります。今後におきましても北海道コカコーラボトリング株式会社にご協力いただき、本自動販売機の増設に努めるなど防災意識の高揚並びに地域防災力の強化に努めてまいりま

す。

次に、春の火災予防運動について申し上げます。火災が発生しやすい季節となる時期を迎え、4月20日から30日までの11日間にわたり、全道一斉に春の火災予防運動が展開されたところであります。この間消防本部におきましては、防火旗、防火看板並びにポスター等を掲示するとともに、各家庭に対する住宅防火対策の推進、各事業所などに対する防火安全対策の徹底を図るなど、多くの市民を初め消防関係団体のご協力をいただきながら火災予防の普及啓発に努めたところであります。また、消防団と連携し、火災に即応した消防部隊の実践的な運用を図ることを目的として、シルバーハウジング、日の出団地を火元とする火災防御訓練を4月28日に実施したところであります。

次に、住宅用火災警報器普及啓発について申し上げます。本年6月から住宅用火災警報器の設置が義務化となり、この義務化を前に5月15日に消防団による早期設置に向けた啓発活動及び普及率調査を実施したところでありますが、今回の調査結果から現在も約4割弱の住宅において火災警報器が未設置であることが明らかとなり、今後においても引き続き設置促進を働きかけてまいります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。3月定例会におきまして平成23年度の児童生徒数と学級編制の見込みについて申し上げますが、5月1日現在小学校は児童数が466名で、普通学級28学級、特別支援学級が11学級の合計39学級となり、中学校におきましては生徒数が241名、普通学級9学級、特別支援学級が3学級の認可を受けたところであり

ます。なお、この児童生徒数にはさきの東日本大震災により福島県から本市の親類を頼って避難してきております小学生2名、中学生2名を含んでおります。4名とも毎日元気に通学して学校活動に励んでいるようであります。

次に、平成23年度の教職員の人事異動についてありますが、4月1日付により転入教職員20名を受け入れたところであり、一方で転出教職員は25名となったところであります。

次に、幼稚園の編制について申し上げます。赤平幼稚園は、3歳児22名、4歳児29名、5歳児26名の4学級で、合計77名となりました。

次に、今年度の奨学資金の貸し付け状況について申し上げます。今年度は、私立大学で4名の申請があり、6月3日開催の第5回教育委員会で審議した結果3名を奨学生として決定し、所定の手続を終えたところであります。

次に、文部科学省の全国学力・学習状況調査についてであります。昨年に引き続き抽出と希望利用を合わせて全小中学校を対象に5回目となる調査として4月19日予定しておりましたが、3月に発生しました東日本大震災の影響により、このたび国において調査実施を見送るとの通知が届いたところあります。今後は、調査実施にかわる文科省からの問題冊子等の配付などで各学校において児童生徒の学力向上に役立てることとなります。

次に、赤平高校について申し上げます。赤平高校は、昨年公表されました道教委による公立学校配置計画で平成25年度募集停止となったところありますが、道教委によると高校教育は一定規模での教育が望ましいこと、地元中学生の志願率が低いこと、近隣に通学可能な高校の存在などがその理由となっているところあります。21年度22名、22年度21名と続けて志願者が落ち込んだことで道教委による募集停止の決定を受けたところありますが、今年度は入学者は28名で、若干の増加を見るも地元からの志願者が20名と大幅な増とならず、残念な結果となっております。赤平高校は、1間口という小規模で

ありますが、市の補助を利用しての各種の技能や資格の取得、大学、短大への指定校枠の活用などで着実に力をつけてきております。また、市内唯一の高校として開かれた学校活動の展開を目指し、ことしもらんフェスタ会場での青少年による科学の祭典において赤平高校生が中心的な役割を果たしており、その頑張りは称賛されるものであります。

4月26日には道教委による今年度の公立高等学校配置計画地域別検討協議会が滝川市で開催され、市長とともに出席をまいりました。私は、赤平高校の現状と道教委による高校配置指針に対する赤平市の考え方を意見発表させていただき、赤平市内では減少傾向ではあるが、中卒者は十分にいること、中学、高校、地域とともに学校づくりに取り組んでいること、小規模校ならではの取り組みや市内唯一の高校としての地域での果たす役割、また何よりも赤平の地域特性から経済的な理由で地元高校を選ばざるを得ない生徒の存在など、机上論だけでは判断できない問題があることを主張をまいりました。道教委では、地元からの志願者が少ないこと、近隣に通学可能な高校の存在、今後も中卒者が減少傾向にあることなど従来からの主張を繰り返すばかりで、地域の実情を考慮に入れない道教委の姿勢に改めて憤りを覚えたところあります。今後も道教委に対しては存続を訴えてまいりますが、高校の存続には地元の志願者の大幅増が唯一の方策であることから、引き続き関係方面の協力を得ながら、志願者の確保に取り組んでまいりたいと考えているところあります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、みらい祭りについて申し上げます。第4回みらい祭りが4月2日と3日に交流センターみらいで行われました。写真などの展示部門や日舞、歌謡などの芸能部門を鑑賞し、関係者はもとより多くの市民にも参加をいただきました。

次に、青少年健全育成事業であります。リーダー養成研修としてふるさと少年教室が6月18日に開講します。ことしも42名という多くの参加登録があ

り、9月上旬までに宿泊研修を含めて全5回の研修を予定しているところであります。

次に、公民館事業であります。東公民館上期講座として4月14日と28日の2日間にわたり、小筆を使って自分の名前やのし袋などを書くのにすぐに役立つ実用書道講座を実施しております。6月9日には東公民館機会事業として今が山のしゅんの素材でありますワラビ、ウド、タケノコ、アイヌネギを材料としたおいしくいただく山菜料理を実施し、参加者には好評をいただいたところであります。7月には市内の小学生を対象とした夏休みいろいろ探険隊を事業として予定しているところであります。また、委託事業としてNPO法人赤平市民活動支援センターによるまちなか公民館ラビカを実施し、地域に密着した事業や講座の展開を予定しております。

次に、図書館事業について申し上げます。ブックスタート、絵本読み聞かせ等各事業につきましては、4月より例年どおり実施しております。また、図書館管理システムにつきましては、早い段階でのスタートを目指し、準備作業中であります。

次に、体育振興について申し上げます。社会体育施設等のオープンであります。赤平市炭鉱歴史資料館と虹ヶ丘球場、スポーツセンターテニスコート、住友河畔パークゴルフ場は5月1日に、赤平パークゴルフ場につきましては整備日程と天候不順が重なったことから5月8日にそれぞれオープンいたしました。市民プールであります。関係各位のご協力のもと昨年6月から8カ月間の工期を経て、本年2月に竣工いたしました。6月12日に開所式を行い、晴れて新規オープンいたしました。利用料金を改定させていただきましたが、市内の小中学生には今年度もプール利用券を利用して無料利用を実施いたします。新プールは、従前プールよりも交通の便もよく、低学年用の水深の設定と最近の健康志向からウォーキングレーンを設けていること、さらに営業時間も延長したことから多くの市民の利用を期待するものであります。

以上、教育行政の概要について申し上げますが、

ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 平成23年度所信表明演説を行います。市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕 I はじめに 平成23年赤平市議会第2回定例会の開会にあたり、今後4年間の市政運営に臨む私の所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

このたびの市長選挙は、2期目に続き無投票によって負託を受ける結果となりましたが、全ての市民が本市の現状に必ずしも満足のいく評価をしているとは考えておりません。

財政課題の次は、赤平に何とか活力を呼び起こしてほしい。市民が希望を持てるまちであってほしい。こうした市民の思いをしっかりと心に刻みながら、市民の皆様の声を真摯に受け止め、向こう4年間の市政執行の任務に全精力を傾注する決意であります。

私自身、これまでの2期8年間を振り返りますと、新たな財政健全化法や産炭地基金問題をはじめ、次々と難題が発生し、有史以来の財政難という荒波を受けてまいりました。

財政再生団体入りを回避することを喫緊の課題として、聖域なき行財政改革を断行するため、厳しい決断の下で、その舵取り役を続けてまいりましたが、市民、議会並びに職員の総力に支えられ、財政再建への道筋を切り開くことができました。

しかし、こうした最悪の事態を逃れた一方では、緊縮財政のため、まちづくりに対する取り組みが遅れ気味となってしまったことは否めず、第5次赤平市総合計画という新たな船出が始まった今、財政再建から転換し、まちづくりに果敢に挑戦する新たな決意をもって、市民と共に地域力を生かしながら、まちの将来像である「あふれる笑顔 輝く未来を創造するまち」を目指し、諸施策を実現するため邁進することが、3期目に課せられた私の使命であります。

現在、国は明治維新以来の中央集権体質から脱却

し、地域主権、地方分権を推進しており、地方が果たす役割や責任が一層拡大されてまいります。

私は、市長に就任以来、「まちづくりの主人公は市民である」「自らのまちは自らつくる」と申し上げ続けてまいりましたが、地方の真価が問われる時代にあつて、正にこうした基本姿勢を貫くことが大切な時を迎えております。

これまで以上に市民との対話や徹底した情報公開を進める中で、相互の理解をより深めるため、新たに市民と話し合える組織や場を増やし、積極的に皆様の声を市政に反映することによって、地方自治の変革期に対応してまいります。

市民主体のまちづくり、協働のまちづくりを推進するにあたっては、市民自身がいろいろな壁にぶつかる場面もあるかと思ひます。しかし、決して結果ありきではなく、新たな発想と一歩踏み出そうとする勇気ある行動、その結果に至るまでの過程が、いずれまちの財産となることを確信しております。頑張る市民を応援し、共に考え実践することによって、協働のまちづくりを創造し、赤平の元気・活力を見出すため全力で取り組む所存であります。

また、本市は人口減少が続き、市税や地方交付税等の減少によって、行財政の資源も限られておりますが、少子高齢社会に対応した持続的な地域社会を構築するには、行政だけではなく地域で暮らす住民自身が、共に支え合える環境づくりを進めてまいらなければなりません。

子どもや高齢者を見守ることができるサポート体制を強化するなど、市民が公共性を担える仕組みづくりを進めてまいります。

さて、本市の経済情勢は、世界的な金融危機が拍車をかける形となり、未だ景気回復の兆しが見えず、雇用をはじめとする課題が山積し、生活に関する不安感を消し去れる状態に至っておりません。

不況が長引くことは、若年層を中心とした家族らの市外流出に繋がりがねず、地域の停滞を招いてしまうことが懸念されるため、足腰の強い産業基盤の強化に努める必要があります。

本市の優位性を発揮するため、地理的条件や用地の条件整備、企業の特徴など、再度、地元で潜在する能力を含めた地域資源を見つめ直した上で、異業種間の連携を強化しつつ、地場産業の優れた技術が生かされるような、新たな発想と発展的取り組みを進めるため、頑張る企業に対する支援制度を拡充してまいります。

さらに、ターゲットを絞り込んだ企業動向調査等を実施した上で、戦略的な企業誘致活動を展開してまいります。

次に、少子化対策に関しましては、未来の宝である子どもたちが、健全かつ笑顔にあふれ輝き続けるため、社会教育施設並びに体育施設の中学生以下の利用料の無料化、さらに、中学生までの医療費の自己負担を公費負担化するほか、児童福祉施設及び学校教育施設を充実してまいります。

次に、住環境整備に関しましては、人口規模に見合った公的住宅の戸数縮減を図りながら、建て替え事業を計画的に進めると共に、長寿命化に向けた維持補修を行ってまいります。また、宅地分譲や持ち家に対する支援制度を活用するなど、誰もが快適に暮らせる住環境づくりを進めてまいります。

以上、申し上げたように、第5次赤平市総合計画による「産業振興」「少子化対策」「住環境整備」の3つのプロジェクトにつきましては、行政の縦割りを払拭した形でチームを編成し、広い視野から具体策を協議し、スピード感をもって諸施策を実現してまいります。

最後になりますが、地域医療に関しましては、本市において新たな病院の進出は期待できず、市内に現存する医療機関を如何に存続させるかが大きな課題となっております。

特に、市立病院は、救急医療をはじめ地域医療の重要な役割を担っており、本年4月から病院経営健全化計画に基づく新たな診療体制の中で、経営改善を図ることが最優先課題となっております。

医師確保対策を中心とした諸課題解決に全力を尽くし、経営安定化を確立した上で、施設の老朽化に



よってご不便をおかけしている病棟建て替えの検討を含め、市民が安心して医療を受けることができる病院づくりに努めてまいります。

この他にも、将来に向けた広域連携の取り組みや財政健全化を堅持するための創意工夫、炭鉱遺産活用や炭鉱跡地を含む市有地の有効活用など、今後4年間の中で、引き続き様々な課題に対処してまいらなければなりません。多様化する住民ニーズや時代の変化を的確に捉えながら迅速に対応してまいります。

以下、第5次赤平市長期総合計画の5つのまちづくり目標に沿って、主な施策について推進してまいります。

## II 主な施策

### 1 すこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょう

本市の第5次赤平市総合計画の策定時点では、平成30年度の総人口に占める15歳未満の割合が7%、65歳以上の高齢者の割合が45.9%と全国における少子高齢化の傾向を大幅に上回る速さで進行すると推計しております。

こうした社会に適切に対応し、子どもから高齢者まで、全ての市民が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、これまで行政が支えてきた仕組みのほかに、住民自身がまち全体を共生社会として捉え、人と人とが支え合える地域社会づくりを進めてまいらなければなりません。

また、一方では、「自らの健康は自ら守る」といった姿勢をもって、自分自身が元気で健康に生活を送るための体力づくりと疾病予防などに努力することが重要であります。

保健事業につきましては、生活習慣病対策を中心に市民の各年齢層に応じた自主的・主体的な健康づくりを支援するため、各種運動教室や健康教室を開催し、日常的な運動習慣や栄養の大切さを広めながら健康増進を図ってまいります。

また、疾病の早期発見・早期治療のため、特定健診の受診率向上に努めるほか、各種がん検診などに

おける自己負担の軽減を図り、受診しやすい体制をつくと共に、保健指導並びに健康相談等を充実し市民の健康づくりを進めてまいります。

母子保健事業につきましては、安心して子どもを生育てられる環境づくりを進めるため、現在、3歳未満の乳幼児医療費の無料化を中学生まで拡大することによって、保護者の負担軽減や医療格差の解消を図るほか、生涯にわたって健全な心と身体を養い豊かな人間性を育むため、農業者や学校等の関係機関と連携を図りながら、地域の特性を生かした農業体験や親子による調理実習等を実施することによって、食育事業を推進してまいります。

介護予防事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で生活を送り、できる限り介護を必要とする状態にならないようにするため、平成22年度から産学官協働事業として行っている「あかびら・地域まるごと元気アッププログラム事業」の継続や指導者育成に努め、運動の必要性を普及啓発しながら、元気な高齢者を育ててまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者が尊厳を保ち、その人らしい生活を送っていただくため、生活機能の維持・向上や自立支援に繋がる介護サービスを提供するほか、現状における地域での生活が継続できるよう、地域に密着した介護サービスの提供と介護保険給付を実施してまいります。

また、入所待機者が多い特別養護老人ホーム施設を増床するなど、介護老人福祉施設の充実を図ってまいります。

地域医療につきましては、市立病院の再生が本市における喫緊の重要課題として捉えております。昭和25年の開院以来、地域の中核医療施設としての役割を担っておりますが、人口減による患者数の減少に加え、医師不足や診療報酬のマイナス改定などが影響し、多額の不良債務を抱えていたため、平成20年12月に「公立病院改革プラン」、平成21年3月に「病院経営健全化計画」を策定し、本計画を基本に経営改善に努めてきた結果、経営努力と一般会計からの繰入金の前倒し等によって、計画を上回る速さ

で不良債務を解消しております。

経営健全化計画では、平成24年度までに一般病床60床、療養病床60床に再編することとなっておりますが、既に、本年4月から新体制がスタートし、まずは、病院の総力によって平成23年度の収支改善の成果を上げることが先決であります。

今後においても、医師を中心とした医療技術者の確保に全力を尽くすと共に、透析医療の充実や広域的医療の連携強化、救急医療体制の維持に努めながら諸課題を克服しつつ、単年度収支の均衡と不良債務の全額解消を早期に達成することによって、懸案とされてきた病棟建て替えについて、市民の意見も伺いながら検討を始めるなど、市民の命と健康を守り安心して医療を受けることができる環境づくりを進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、構造的な問題や被保険者の高齢化なども影響し、過疎地域は、極めて厳しい財政状況にあり、平成21年度決算で累積赤字を全額解消したものの、平成23年度以降は、単年度の赤字が再び予想されるため、一般会計から赤字相当額を繰り入れることによって、財政規律を堅持してまいります。

また、国民健康保険制度の抜本的改革に向け、引き続き国・道に対して要請するほか、市民の健康維持並びに疾病予防対策として、特定健診や特定保健指導による早期発見と生活習慣の改善に努め、さらに、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減等について、被保険者に個別の通知を行うなど、医療費の適正化を図り、安心して医療が受けられる安定的な事業運営に努めてまいります。

高齢者福祉事業につきましては、明るく健康的な長寿社会を築き、高齢者自身が生きがいを持ち、自立した暮らしが送れるよう、生活環境に適した総合的な健康づくり対策を進めるほか、地域と行政が連携しながら、家庭訪問や見守りなどを通じて、公的サービスの活用や緊急時の支援を行うことにより、安心・安全な日常生活を確保してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がい者を取り巻

く環境が地域自立型へと大きく変化しており、自己負担や施設支援など、障がい者の立場に立った福祉サービスが利用できるよう、国や道に対して要請してまいります。

また、障がい者が住み慣れた家庭や地域で自立し、社会の一員として、生きがいと喜びをもって安心して暮らせるよう、地域全体で支え合える施設支援などを進めてまいります。

児童福祉につきましては、急激な少子化の進行が国の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念されております。多様化する住民ニーズを把握し、次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）を着実に実施することにより、次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ社会づくりを進めるほか、要保護児童対策地域協議会を通じて、要保護児童の早期発見と迅速な支援に努めてまいります。

保育所につきましては、経済不況や就労形態の変化により、共働きの家庭が増加し、保育所を利用する乳幼児数は、ほぼ横ばいで推移しております。低年齢児・一時・障がい児・延長保育を継続するほか、今後、病後児保育等についても検討してまいります。

また、保育環境の充実を図るため、保育所の遊具等を重点的に整備するほか、今後における児童数の推移や保育に対するニーズを把握しながら、市内の保育所並びに幼稚園の3施設の再編を含め、少子化対策全般にわたる短・中期的展望と具体策を検討するため、庁内にプロジェクトチームを設置してまいります。

子育て支援センターにつきましては、今後も地域全体の育児支援を図ると共に、本年度から専門職員を配置し、乳幼児期の発達相談・支援体制を強化してまいります。

児童館及び児童センターにつきましては、昼間保護者のいない家庭の児童に対して、健全な遊びの提供や子供たちの交流を図るなど、児童館が地域の子育ての場となるよう継続的に運営してまいります。

また、就労形態の変化に合わせて、保護者の要望を把握しながら、施設開放時間の延長について検討

してまいります。

母子寡婦福祉につきましては、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない母子家庭等の就労支援を行うため、母子家庭等日常生活支援事業、高等技能訓練促進事業及び自立支援教育訓練給付事業の実施によって、自立した生活を実現できるよう支援してまいります。

地域防災につきましては、近年、各地で地震や異常気象による被害が相次いでおりましたが、特に、本年3月に発生した東北地方太平洋沖地震による地震や津波による被害は、未曾有の事態を招き、改めて防災・災害対策の重要性を強く認識したところであります。

どの程度の災害を想定するか判断が難しい面もありますが、早急に地域防災計画並びに水防計画の検証にあたり、防災資機材並びに災害備蓄品を計画的に購入し、避難施設等の整備についても検討を進めるほか、大災害時には単独市の対応以外に近隣市との連携強化も重要であり、中空知5市5町の広域圏としての役割分担や共同作業、並びに備蓄のあり方についても検討してまいります。

また、赤平市洪水ハザードマップや要援護者等の台帳を十分に活用するほか、市民に参加をいただきながら、より実践に近い形で総合防災訓練を実施するなど、災害発生時に迅速に対処できる体制づくりに努めてまいります。

消防・救急救助につきましては、複雑多様化する各種災害等に適切に対処するため、研修等を通じて専門的知識を備えた職員を養成し、災害対応力の強化に努めるほか、火災から住民の命や財産を守るため、消防団と連携しながら火災予防運動を展開してまいります。

また、昭和36年に建設された消防庁舎は、50年を経過し老朽化が著しく、災害時等の消防・救助活動に支障をきたす恐れがあることから、電波法の改正に対する対応も含め、できるだけ早期に建て替えを進めてまいります。

さらに、人口減少や財政規模が縮小する中、単独

で現状の消防体制を長期的に維持するにも限界があり、近隣市町とのさらなる連携方法について協議してまいります。

消防団につきましては、地域の安心・安全を確保するため大きく貢献されておりますが、社会情勢の変化から消防団員が減少しており、市広報誌等を活用し団員確保に努めるほか、消防分団に配備している消防ポンプ自動車の更新や消防分団詰所の建て替えについても計画的に整備してまいります。

砂防対策につきましては、桜木町地区における斜面の一部の地すべり対策事業が平成22年度で完了し、今後は、若木町東並びに西豊里地区の地すべり対策事業の推進について、引き続き道に対して要請してまいります。

治水対策につきましては、空知川河川整備計画に基づき、平成19年度から河川の氾濫を防ぐため、堤防を拡築する事業が行われておりますが、引き続き事業の促進について、国に要請してまいります。

交通安全対策につきましては、市民を交通災害から守るため、昨年途絶えた交通事故死ゼロを新たに2,000日の目標を掲げ、交通関係団体並びに市民参加による全市的な交通安全運動を積極的に展開するほか、各町内会や関係機関と連携し、交通安全に対する意識の高揚と交通安全思想の徹底を図り、交通事故撲滅に向けた取り組みを進めてまいります。

2 大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょう

2008年のリーマンショックに端を発して以降、国内経済においては、一部回復の兆しが見られつつあった矢先に東日本の大震災が発生し、特に、自動車等の国内生産の停滞による関連産業の低迷が続いており、再び経済に対する影響が懸念される状況であります。

こうした厳しい情勢下において、本市の地元企業は懸命に努力されておりますが、未だ経済・雇用情勢の悪化が続いており、産業振興対策を喫緊の課題として、庁内に産業振興策を具体化するためのプロジェクトチームを早急に設置し、若年層を中心とし

た家族の生活を守るため、さらに、まちの活力を生むためにも、既存支援策の拡大や新たな支援策等を検討し、地域経済と産業基盤の強化に努めてまいります。

雇用対策につきましては、引き続き、国の緊急雇用創出事業交付金並びに地方交付税の雇用対策・地域資源活用推進費を活用し、新規雇用の創出に努め、国の生活対策に基づくセーフティーネット貸付等、各種融資制度の紹介や相談に対応するほか、平成23年12月までの時限となっている空知産炭地域総合発展基金の基盤整備助成事業など、有効的な財源の活用を図り、可能な限り公共建設事業の確保に努めてまいります。

地場産業の振興につきましては、特に、本市の企業は「ものづくり」に関する優れた技術力を有しており、昨年から開催された産業フェスティバルなどを一つの契機として、異業種間の交流を一層深めることによって、新分野進出や共同事業化を期待するもので、新製品開発奨励規則による共同化事業の優先採択等の改正を行うなど、新たなビジネスチャンスの創出に努めてまいります。

企業誘致につきましては、ターゲットを絞り込んだ戦略的活動を展開する必要があるため、この度の大震災によって、今後、国内の製造業者は、生産拠点を分散化させることも予想され、これらを含め、道内進出の可能性がある企業を対象に、条件を含めた企業進出意向調査を実施し企業動向を把握した上で訪問等を実施してまいります。

また、市内の工業地域として用途指定されている土地の民間所有者と土地の価格協議を継続するほか、地元企業の事業拡大や誘致企業にとって魅力ある支援を一定期間集中的に強化するため、企業振興促進条例の改正を行ってまいります。

食ブランド開発につきましては、市内の飲食店により設置された「がんがん鍋協議会」を中心に、飲食店によるメニュー化のほか、市内外による各種イベントを通じて、行政も一緒になってPRに努めてまいります。

また、地元食材を活用した市民参加型の「(仮称)赤平うまいもんコンクール」を開催し、新たな食ブランドの創出に繋げてまいります。

工業につきましては、市内企業が事業拡大や技術開発などによって、経営安定化や雇用拡大を図るため、設備投資をされる企業に対し、引き続き、空知産炭地域総合発展基金の新産業創造等助成事業や企業振興促進事業に基づき支援してまいります。

また、地元企業と相乗効果を図ることが可能な企業情報について、中小企業基盤整備機構並びに北海道産炭地域振興センターなどと連携してまいります。

商業につきましては、中心市街地における赤平駅前広場の拡大や大型店の進出により、環境が大きく変化しており、空き店舗の活用や景観整備を含め、人の流れを見出すための方法について、事業者や商工会議所などと検討してまいります。

また、市内の店舗数は減少傾向にあり、店舗近代化促進助成事業やスーパープレミアム商品券に対する助成などを効果的に活用していただき、地域商業の活性化に努めてまいります。

農業につきましては、農業者の高齢化による担い手不足やTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)、戸別所得補償などの課題が山積する中、安心・安全で良質な農畜産物を生産し、経営の安定化に努めてまいらなければなりません。

本市においては、Uターンによる農業後継者が増えつつあり、次代を担う後継者が農業経営や農業技術を習得するための費用を助成してまいります。

また、中山間地域等における耕作地の荒廃防止や景観整備などを行うための中山間地域等直接支払交付金事業、ため池並びに用水路の適正管理や生活環境保全などを行うための農地・水・環境保全向上対策事業を実施するほか、農業者の肥料のコスト低減や農村女性協議会等に対する支援を行ってまいります。

林業につきましては、林業振興のほかに近年ではCO<sub>2</sub>削減をはじめとする環境対策として、森林の有する多面的機能が期待されております。森林整備

地域活動支援交付金事業による作業路網の整備や21世紀北の森づくり推進事業並びに分取造林事業による計画的な植林や保育等を行うほか、市民参加の植樹を実施してまいります。

また、エゾシカによる農林業被害が拡大しているため、有害鳥獣防止対策を講じてまいります。

観光につきましては、エルム高原施設を核として、単独施設としての利用者確保と市内施設並びに近隣市町の施設との連携による観光客の招致を図るため、施設利用者によるアンケートの結果や職員による企画提案などを参考としながら、ハード並びにソフト事業の両面から、利用客の増大を図るための活性化計画を作成してまいります。

また、世界的彫刻家の流政之氏の作品を地元の名所の一つとして、自然と芸術、観光が一体となった魅力を広くPRしてまいります。

地域資源の活用につきましては、炭鉱遺産の活用は、「炭鉱（やま）の記憶事業」として、道の地域重点プロジェクトにも位置付けられており、市内の団体を中心に既に観光ツアーの受け入れをはじめ、ガイドマニュアルの作成やフットパス等が実施されております。今後も関係団体や道並びに産炭地市町や近隣市町との連携によって、観光並びに教育の両視点からの取り組みを進めると共に、民間が所有する炭鉱施設の活用策について協議してまいります。

イベントにつきましては、「火まつり」「らんフェスタ」のほかに、昨年から「産業フェスティバル」を開催しております。特に、火まつりについては、本年40回目の節目の年を迎え、市民花火大会も予定されており、今後も各種イベントが個性と魅力にあふれ発展するため支援を行うなど、関係団体と連携を図りながら観光及び産業振興に努めてまいります。

### 3 生きる力を育む生涯学習社会をつくりましょう

少子高齢化の進行によって、本市の児童・生徒数は大幅に減少しており、次世代を担う子供たちが、心身共に健やかに育つためには、教育施設の再編等による教育環境の充実を図ることが重要であると共

に、学校や家庭、地域が連携した取り組みを進め、安全・安心な地域環境づくりに努めてまいらなければなりません。

また、市民誰もが生涯にわたって、各々が持つ価値観に基づき、生き生きと学び続けることができる生涯学習社会の実現を目指すほか、郷土がもつ文化や歴史をしっかりと後世へ継承してまいらなければなりません。

幼稚園につきましては、遊具等の整備を重点的に進めるほか、引き続き、3歳児保育を実施し、さらに、預かり保育については、期間の拡大について検討してまいります。

また、市内の幼稚園並びに保育所の3施設の再編を含めた少子化対策について、庁内にプロジェクトチームを設置し検討してまいります。

小・中学校につきましては、新学習指導要領の全面実施に向け、基底教育課程を基に、各学校における調和のとれた教育課程の編成を図りながら、教育環境の充実に努めると共に、良好な読書環境を確保するため、学校図書を整備してまいります。

また、各学校は教育目的のほかに、災害時の避難場所として指定されているため、引き続き、校舎等の耐震化工事を計画的に進め、学校施設の充実と安全・安心な校舎づくりを行うほか、地域に開かれた学校の取り組みを進めてまいります。

さらに、本市は、予想を上回る速さで少子化が進行しており、小学校においては、複式学級が増加傾向にあり、中学校においても、学級数が減少しているなど、小規模化が進んでいることから、学校教育条件整備審議会からの答申を受けた上で、地域住民や関係機関と協議を重ねながら、学校統廃合を進めてまいります。

赤平高校につきましては、昨年、道教委による配置計画により、平成25年度に募集停止との厳しい判断が下されました。小規模ながらも地元高校の存在の意義を訴えてまいりましたが、地域の実情を考慮しない決定に強い憤りを感じております。道教委の高校配置指針からは、志願者の確保が存続のための

唯一の条件となりますが、計画の撤回を求めつつ、地元からの志願者確保に向け、引き続き関係機関と連携を図ってまいります。

給食センターにつきましては、食材の国産志向と価格高騰により、本年度から給食費の改定を実施しております。食の安全が求められる中、今後も引き続き、安心な食材の確保と献立の工夫、設備の整備・点検を行い、食育と栄養バランスに配慮しつつ、子どもたちに喜ばれる安全安心な給食の提供に努めてまいります。

社会教育につきましては、本年中に文化会館を解体いたしますが、交流センターみらいを中心として、現存する社会教育施設を効果的に利用するため施設整備を進めるほか、各種講座や講演等を開催するなど、市民が利用しやすい施設運営に努めてまいります。

また、子どもたちの社会教育機会への参加、並びに体育振興を図るため、市内の中学生以下の子どもたちについては、社会教育・体育施設の利用料を無料化に改正いたします。

社会体育施設につきましては、本年オープンとなった新市民プールと隣接する総合体育館を含めた体力増進への取り組みを進めるほか、各種体育連盟等と連携を図りながら、専門家による指導も含めた「少年スポーツ教室」の開催を検討してまいります。

文化・歴史の継承につきましては、昨年、開拓120年を迎え、これまで先人が築き上げてきた赤平の文化や歴史を後世に継承することは、大変重要な事であり、今後、炭鉱遺産等の見学会の実施や副読本を作成するなど、学校授業を通じて、まちの歴史等に対する理解を深めてまいります。

青少年教育につきましては、青少年育成事業やふるさと少年教室などの充実を図ると共に、子どもたちを非行や事件、事故から未然に防止するため、青少年センターを中心に地域や関係機関と連携してまいります。

図書館につきましては、市民がより利用しやすい環境をつくるため、本年度から図書館管理システム

を導入し、インターネットを通じた予約や蔵書確認等も可能となります。今後も引き続き、図書の充実に努めるほか、近隣市町との連携について検討してまいります。

社会教育施設につきましては、郷土歴史館の建設や図書館の建て替え、文化ホールの建設が課題となりますが、中・長期的課題として、遊休施設等の活用の可能性も含め、財政状況を見極めながら検討してまいります。

#### 4 ゆとりと潤いのある快適な生活を支えましょう

本市は人口の減少に歯止めが掛からず、最近3年間でも約1,200人が減少し、道内の市町村の中でも5番目に高い減少率となっております。人口減少を防止する対策としては、多岐にわたりますが、居住環境整備は生活の最も基本となるもので、少子高齢社会に対応した取り組みを計画的かつ着実に実施してまいらなければなりません。

公的住宅につきましては、「住宅マスタープラン」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に、引き続き団地の集約や戸数の縮減、建設コストの削減を図りながら、高齢者等に配慮した良好な住環境整備を計画的に進めてまいります。

茂尻第一団地の公営住宅建替につきましては、平成26年度までに7棟32戸を除却、2棟20戸を建設、2棟16戸の実施設計を行い、福栄地区の改良住宅建替事業につきましては、1棟32戸を除却、2棟16戸を建設、2棟16戸の実施設計を行うほか、平成26年度が住宅マスタープランの最終年度となるため、新たな住宅政策の基本計画となる「住生活基本計画」を策定してまいります。

既設の公的住宅につきましては、入退去時の補修と老朽化した住宅等の安全性や緊急性に考慮した修繕を行い、空き家の落雪対策や通路の確保などにも努めてまいります。

また、計画的な改修を進めることにより、住環境の改善や建物の延命化が図れる計画修繕として、朝陽台団地ほか10団地の屋根または外壁補修を実施してまいります。

民間住宅につきましては、住宅費用の一部を助成する「あんしん住宅助成制度」を創設し、当面、平成22年度から平成24年度までの時限を設けております。平成23年度から市外在住者による住宅除却費を対象とし、所得制限を廃止するなど、対象要件の緩和を行っておりますが、市内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化や移住定住への側面的効果を発揮するものであり、本制度による効果を検証した上で、助成期間の延長等について検討してまいります。

移住定住促進事業につきましては、昨年度から「移住体験ツアー」を企画・実施しているほか、赤平や宅地分譲等の情報を盛り込んだパンフレットを作成しており、今後も道による北の大地への移住促進事業や道内加入市町村による北海道移住促進協議会などと連携を図りながら、人口の定着化に向けPRしてまいります。

道路につきましては、市民の日常生活に不可欠な生活基盤であると共に、産業経済を支える社会基盤施設として、重要な役割を担っております。

国道につきましては、赤平バイパスの全線開通により、交通の安全性や快適性の確保、産業活動に寄与しておりますが、今後も、これまでに引き続き、滝川インターチェンジから赤平工業団地の間の4車線化、並びに現国道の維持・整備について、国に対して要請してまいります。

道道につきましては、現在、整備が進められている赤平滝川線や江部乙赤平線の事業促進のほか、赤平橋の旧橋が昭和27年に共用され老朽化しているため、橋りょう架け替えなどについて、引き続き道に要請してまいります。

また、(仮称)赤平滝川新十津川線について、緊急時の輸送路や第一次産業を中心とした地域経済振興に寄与する広域道路であるため、関係市町と連携を図りながら、道道昇格の要望を行ってまいります。

市道につきましては、生活の安全性や居住環境整備に向け事業を進めておりますが、引き続き、歩道並びに道路の改良舗装や排水整備を計画的に実施す

るほか、緊急性と安全性を考慮しながら、維持補修等に努めてまいります。

また、橋りょうについては、国の社会資本整備重点計画に基づき、維持管理や更新を計画的かつ効率的に推進するため、橋りょう長寿命化計画を策定し、長寿命化事業を実施してまいります。

公園につきましては、緑豊かな景観を保つ都市施設として、安全・安心な子どもの遊び場の確保と高齢者の健康維持に対する対応も踏まえた施設整備を推進してまいります。

また、安全性の確保並びにサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理による計画的な改築を推進するため、公園施設長寿命化計画を策定し、施設整備を進めてまいります。

雪対策につきましては、冬を安全で快適に過ごせるよう、冬季交通を確保するため、計画的な除排雪対策に努めると共に、町内会等のご協力や市広報誌、市ホームページを活用しながら、除雪マナーの向上に努めるほか、市道以外の特定道路につきましても、効果的な除雪対策を検討し、市民生活の安定と産業経済活動の円滑化を図ってまいります。

市有地につきましては、本市には炭鉱閉山跡地や公的住宅跡地をはじめ、多くの市有地が存在しており、人口減少等の情勢に対応した、売却・貸与・公共利用等の効果的な活用指針について検討してまいります。

上水道につきましては、安全で安心な水道水を供給するため、企業債を活用しながら老朽施設の更新を計画的に行い、併せて収入確保と費用節減に努め、経営の健全化を維持してまいります。

また、未収金対策としては、悪質な滞納者に対して、給水停止などの措置を執り、その回収に努めてまいります。

下水道につきましては、生活環境の向上と公共水域の水質改善のため、計画的な整備を行うと共に、未水洗世帯の解消に努めてまいります。

また、公共下水道区域外における、合併処理浄化槽への転換を促進するため、国の制度等も活用しな

がら、市民が実施する合併処理浄化槽の設備費用に対する助成制度を検討してまいります。

環境衛生につきましては、ごみ減量化大作戦を展開した効果として、市民の中にも、ごみ減量への意識が浸透しつつありますが、今後も広報誌等を通じて、さらに、ごみ減量化について呼びかけていくほか、地域環境を意識した市民活動の取り組みを展開するため、（仮称）市民環境週間の設定等についても検討してまいります。

また、可燃ごみを処理しているエコバレー歌志内が、平成24年度をもって撤退することから、新たな可燃ごみの処理施設を中・北空知廃棄物処理広域連合において、公設公営で建設し、ごみ処理の安定化に努めてまいります。

さらに、ごみや排水処理を適切に行うため、本市における15年間の一般廃棄物処理基本計画を策定してまいります。

霊園につきましては、赤平第二霊園の4㎡の区画が、概ね平成24年度をもって全て貸付されると予想されるため、社会情勢の変化も重なり、貸付実績の少ない大きな区画を4㎡の区画に変更し、霊園の効果的活用と延命化を図ってまいります。

5 人と人が語り合い行動できる地域づくりを進めましょう

国は、分権型社会を展望した様々な改革を進めており、三位一体改革等の影響によって、地方の財政は極めて厳しい状況が続く中、本市としては、財政回復への道筋が切り開かれつつありますが、近年の行財政改革の厳しさを大きな教訓として、身の丈にあった財政運営を進めてまいらなければなりません。

また、一方では、地方が担う役割や責任、分野が広がりを見せ、まちづくりの主体である市民の力を如何に公の力へと繋ぐかが、非常に重要になってまいります。市民一人ひとりが自ら考え行動し、市民と市民、市民と行政が連携した協働のまちづくりを推進してまいらなければなりません。

情報共有につきましては、協働のまちづくりの原点であり、行政の意思決定のみではなく、公正・透

明性の観点から、経過等を市民に明らかにすること、市民と行政が同じ目線に立って、意見を交換し議論することが大切であります。

引き続き、分かりやすい市広報誌やホームページづくりに努めると共に、市民向けの「今年の予算の使い方」を活用した住民懇談会の開催や市民のまちづくりに対する考えや要望について、意見交換等が行える場づくりに努めるほか、新たに、「（仮称）まちづくり市民会議」を設置し、政策等に関するアドバイスをいただき、さらに、子どもと赤平の未来を語り合える場を設定し、より多くの市民の声を市政に反映してまいります。

まちづくり基本条例につきましては、昨年度から、市民のまちづくり参加に対する意識を高めるため、まちづくり講演会を開催しておりますが、今後も引き続き、講演会を開催するほか、市民組織を設立した上で、まちの理念等について十分に議論しながら条例の制定を目指してまいります。

コミュニティ活動につきましては、住民自治の理念に基づき「自らのまちは自らつくる」といった姿勢が大事になってまいります。引き続き「まちづくり活動推進事業補助金」の活用による地域活動の支援を行うほか、世帯数の減少により、町内会活動に苦慮されている現状を踏まえ、新たに、町内会等のコミュニティ活動に対する「町内会等活動推進事業補助金」並びに町内会が所有する町内会館の補修に対する「町内会所有施設整備事業補助金」を創設し、地域を応援してまいります。

また、市が所有する生活館や町内会館等につきましては、引き続き、水洗化工事等を計画的に進めてまいります。

まちなかり親制度につきましては、市民にとって身近な公共空間である道路や公園等の市民ボランティアによる美化活動を促進してまいります。

こどもの権利を守る条例の整備につきましては、子供が持つ様々な権利を理解し、大人や社会が担う役割を市民全体が共通して認識するため、今後、理念等を定めた条例整備に向け検討してまいります。



行財政改革につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の下、財政健全段階を維持しておりますが、市税や地方交付税の減少など懸念される事項も多く、依然として厳しい状況が続くことが予想され、財政調整基金をできるだけ確保しつつ、引き続き効率かつ効果的な財政運営に努めてまいります。

一方では、大学との連携によるまちづくり研究や遊休公共施設の売却等も視野に入れた整備計画の策定、職員の政策提言などによって、まちの振興に向けた取り組みを進めてまいります。

また、第5次赤平市総合計画につきましては、特に、重点プロジェクトに位置付けている事業を中心に、プロジェクトチームの編成や行政機構の一部見直しを進めながら、政策実現に努力してまいります。

地方分権・地域主権の対応につきましては、地域の住民ニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するため、引き続き、道からの権限移譲を推進すると共に、中空知広域市町村圏組合による広域連携の研究を進めてまいります。

### Ⅲ むすび

以上、平成23年度から平成26年度までの市政を執行にあたりまして、私の所信を申し上げます。

本年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、皆様も鮮明に記憶されていると思いますが、多くの悲しみを抱える中で、被災地における住民、そして被災地以外の人々が懸命に助け合い支え合う姿に心から強く感動いたしました。

私は、災害時における救援や復興活動だけではなく、全てのまちづくりにおいて、本来、人間が生まれ持つ「絆」を強くすることが大事であると改めて感じたところであります。

本市が財政危機に陥った時、それぞれが自分自身だけのことを考えていたとすれば、財政再生団体入りは回避できなかったはずでありますし、痛みを伴いながらも、明日の赤平を信じて市民の底力を発揮していただいた事によって難局を乗り越えることができたと思っております。

次は、その力を未来ある子どもたちのために、未来あるまちづくりに向けて、ぜひとも家族、地域、企業、そして市民と行政がしっかりと絆を結び、赤平再生への思いを一つにして前へ進むことによって、みんなが元気で笑顔あふれるまちに繋がると確信しております。

地域医療問題をはじめ、課題はまだまだ山積しておりますが、市議会議員各位、並びに市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

○議長（獅畑輝明君） 次に、教育行政執行方針について、教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 I. はじめに

本市の教育推進につきまして、市議会および市理事者そして市民の皆さまのご支援、ご協力にまずもってお礼と感謝を申し上げます。

平成22年度を振り返ってみますと、小学校では23年度からの新学習指導要領の全面実施にむけ、赤平市基底教育課程の編成作業が赤平市教育研究推進協議会を中心に本格的に進められてきました。

また、道教委は道民の信頼回復に努めるとして、教職員の服務規律等の実態に関する調査の実施や、全国学力・学習状況調査への対応を意識した学力向上に関する各種のとりくみが実施され、学校現場はその対応に追われた1年でありました。更に、道教委は昨年（2011年）の公立高等学校配置計画において、地元唯一の高校である赤平高校を平成25年度をもって募集停止とすることを決定しました。これは、地元高校存続の要望を一方向的に無視し、地方の小規模校を切り捨てる道教委の暴挙といわざるを得ません。

一方、少子化の急速な進行に伴う市内の小・中学校小規模化に対応するため学校教育条件整備審議会を発足させ、適正配置計画の策定にむけての議論をスタートさせたところであります。

様々な教育課題を抱えての1年でありましたが、子どもたちは比較的落ち着いた状態で各種の教育活動にとりくんできました。教育委員会といたしましては、子どもたちのしあわせと赤平の教育の充実をめ

ざし精一杯のとりくみを進めてきました。

平成22年度の成果と反省にたって、ここに平成23年度の教育行政執行方針を示すものであります。

II. 子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「たくましい体力」を育む学校教育の充実に努めます

学校教育のねらいは、子どもたちに確かな学力をつけ、生涯にわたってたくましく生きる力を育むことにあります。基礎的、基本的な知識の定着はもとより、ひとりひとりの特性に応じ、きめ細やかな指導を通して心身ともに調和のとれた豊かな人間性の育成に努めなければなりません。

そのため、新学習指導要領の全面実施にむけた児童・生徒の発達段階と地域性に配慮した赤平市基底教育課程をもとに各学校においては、知育・徳育・体育の調和のとれた教育課程を編成しその実践に努めます。

特に、学習指導においては、わかる喜びを実感できる授業の創造に努めるとともに、絶えず指導方法の工夫、改善、充実にめざしたとりくみを進めます。

その1つとして、今年度から標準学力テストの全校での実施を目指します。その結果の分析により、学習内容の定着状況を的確に把握し、個に応じた継続的な学習指導を行なってまいります。

また、知識・技能の確実な定着にとって、家庭学習の習慣化を欠かすことはできません。引き続き保護者と連携し、家庭での望ましい生活習慣の確立に努めます。

自他の生命を尊重し、自立心や自律性を育む道徳教育の充実は極めて重要であります。道徳の時間を中心に教育活動全体を通じて豊かな心の育成に努めてまいります。

近年、子どもたちの体力の低下が叫ばれています。体力の向上に関する指導は、食育の推進、心身の健康の保持などと併せて体育の時間はもとより、特別活動を含む教育活動全般を通して子どもたちの体力の向上に努めてまいります。

ひとりひとりの個性をみがき、確かな社会性と自

己実現をめざす生徒指導の充実は重要な課題であります。

そのため、いじめの根絶はもとより不登校の解消、問題傾向を抱える児童・生徒の早期対応、問題発生時の機敏な対応など教職員と児童・生徒の日常的な触れ合いや心の交流を大事にしながら信頼関係を確立し、積極的な生徒指導を通して対応してまいります。

特に、いじめに対する対応については、いじめを受けている生徒・児童の苦痛をしっかりと受けとめること、あくまでもいじめられている子どもの側に立って観察、相談、指導体制を整えることであります。更に、日常的に好ましい学級づくりに心がけ「明るく、元気で、楽しい」学級がいじめ根絶の切り札であることを共通認識とし、学校への指導を強めてまいります。

子どもの安全・安心の確保は今日的な重要課題であります。保護者や地域の方々、関係機関との連携を密にし、登下校時などの安全確保の体制づくりを進めます。

交通事故の防止につきましては、日常の安全教育を徹底し、事故の防止に努めてまいります。併せて、耐震化を含めた安全な校舎環境の整備に引き続き努めてまいります。

次に、教職員の資質向上についてであります。教職員ひとりひとりが日常の子どもとのかかわりを通して生活実感を共有し、広く社会性を身につけ、地域に根ざした教育を進めなければなりません。特に、赤平の教育は地域とともに信頼される教育をめざしてとりくんでいます。このため、教職員は地域の一人としての自覚を持って、絶えず研修の重要性を認識し、専門性を高めることが重要であると同時に、豊かな人間性の確立に努めなければなりません。教職への愛着と誇りを確かなものとし、情熱あふれる教職員の育成、指導に努めてまいります。

特別支援教育について申し上げます。各学校ではコーディネーターの配置を含む校内組織の整備や個別の支援計画の策定などにとりくんできたところで

あります。今年度も引き続き特別支援教育支援員の配置を行ない、ひとりひとりの子どもの特性をみきわめ、特別支援教育の一層の充実をめざして取り組んでまいります。

幼稚園教育についてであります。園児の数が減少傾向にありますが、公立幼稚園としては管内で最も大きな幼稚園であり、広々とした環境の中で、3歳児保育、預かり保育を含め適切な教育が実施されております。今後とも幼稚園教育の一層の充実をめざし、職員一丸となつてとりくむよう指導してまいります。

児童・生徒の健全な心身の発達に資する学校給食の役割は極めて重要であります。

13年間据え置いてきました学校給食費の値上げにつきましても、学校給食運営委員会での審議の結果、栄養価の維持と食材の高騰に対処するため値上げ相当との答申を受け、教育委員会において、この4月より値上げを決定したところでありますが、食育の重要性が叫ばれている中、栄養のバランスに配慮しつつ、併せて継続的な設備更新を進め、安全・安心で子どもたちに喜ばれる給食の提供に努めてまいります。

Ⅲ. 心豊かに学習し、充実した人生の創造をめざす社会教育の推進に努めます

市民が心豊かに学習し、充実した人生の確立をめざす社会教育の推進は、少子・高齢化がすすむ現在きわめて重要であり、積極的な事業の展開が求められています。

まず始めに、本市の厳しい財政事情から公民館、文化会館、スポーツセンターなどの整理・統合をすすめてきました。今後は、体育関係は総合体育館、社会教育関係につきましても、交流センターみらいと東公民館に集約し、利用者の理解を得ながら、効率的、効果的な運営、管理に努めてまいります。

また、文化会館については除却工事を行い、跡地については総合的に検討をしてまいります。

青少年教育については、事業の拡大と指導者養成、体験学習の促進をねらいとして、引き続き青少年健

全育成事業、ふるさと少年教室などの充実をめざします。また、子どもたちを事件・事故から守り、安全・安心を確保するため、青少年センターを中心とし、地域住民との連携を図り、登下校時のパトロールをはじめ各種のとりくみを進めます。特に、子どもの虐待など児童福祉の分野で取り上げられている諸課題についても、関係機関との連携を密にしてとりくんでまいります。

次に、成人・高齢者教育についてであります。生涯を通して豊かで充実した人生の創造は、常に学びの姿勢をもつことが基本となります。そのため、地域社会のコミュニティーづくりの活性化をめざし、公民館講座、趣味・教養講座などの積極的な活用と、指導者の発掘、養成など地域社会に密着した学習機会の充実に努めます。

市民が芸術・文化に親しみ、ゆとりとふれあいを大事にします。このため、各種イベントを中心に、文化教養事業を奨励するなど、市民の文化への理解と関心を高め文化協会と連携し、地域に根ざした特色ある芸術・文化の振興に努めます。

読書活動と図書館運営についてであります。

図書館運営につきましても、市民が親しみ、利用しやすい図書館をめざします。昨年度末導入いたしました図書館管理システムであります。蔵書のバーコード化等の作業を行い、速やかな稼働開始に努め、図書並びに各種情報の整理、充実を図ってまいります。

また、「子ども読書活動推進計画」にもとづき、学校教育はもとより子どもたちが一層読書に親しむことのできる環境づくりにとりくんでまいります。

「ブックスタート」、「絵本読み聞かせ」事業については、引き続き取り組み内容の充実につとめてまいります。

市民の健康増進をめざし、スポーツの振興に努めます。このため、子どもからお年寄りまで、また、生涯の如何にかかわらずスポーツを通して、心身ともに健康で豊かなライフスタイルを築く生涯スポーツ社会の実現をめざし、健康づくり、体力づくりを

はじめ年齢、体力、技術に応じた多様な競技スポーツ、レクリエーションスポーツ活動を支援してまいります。

老朽化の激しかった市民プールについては、昨年閉鎖し、新たに総合体育館近くに新築工事を行い、先ごろ6月12日にオープンしました。今後は、子どもたちはもとより、広く市民に親しまれる市民プールとして健康づくりにも活用されることを期待しています。

#### IV. 学校・家庭・地域の連携のもと、活力ある地域社会の創造に努めます

教育は、学校・家庭・地域のもつ機能が存分に発揮され、連携が図られたとき、教育の総合力として機能するのであります。それは同時に地域コミュニティづくりとして、活力ある地域社会の創造へと繋ぐこととなります。このため、地域の教育行政を担う教育委員会の役割りは極めて重要であります。教育委員会は19年の法律改正により、教育行政の事務の管理、執行状況について点検・評価を行い公表することとしました。本市にあっても今後、毎年度、点検・評価を通じ教育行政の着実な推進に努めてまいります。

学校の統廃合についてであります。少子化の急速な進行により、本市の小・中学校の小規模化が進んでいます。そこで、昨年9月に学校教育条件整備審議会を招集し今後の本市の学校統合のあり方について諮問をし、7月には答申をいただく予定であります。

今後は、その答申をもとに、教育委員会において学校教育条件整備具体化構想を策定し、関係機関と協議をしながら統廃合に着手をしてまいりたいと考えています。

次に、赤平の教育は、“地域に信頼される赤平の教育を創ろう”をテーマにとりくんできました。それは、地域のイベントに市内の全小・中学校が積極的に参加することです。学校は地域の学校であり、教職員は地域の住民としての自覚が大切です。開かれた学校をめざし、より一層充実した

とりくみをすすめます。

また、設立9年を経過した赤平市教育研究推進協議会は、信頼される赤平の教育づくりの中心的な役割りを担い、専門性を高めるための教育研究はもとより、地域イベントへ積極的にかかわっています。また、赤平市基底教育課程づくりの中心的な役割りも担っています。赤平の子どもたちを中心に据え、教職員はもとより教育行政をはじめ教育関係団体、保護者、地域住民が一体となつてとりくんでまいります。

地元唯一の高校である赤平高校についてであります。一問口という小規模となり、部活動などかなりの困難さを伴いながらも各種の技能、資格試験や短大、大学の指定校枠の活用などを通して確実に力をつけてきています。

しかし、道教委は、平成22年度の公立高等学校配置計画で赤平高校の平成25年度募集停止の決定をしました。この背景には、地元中学生の志願率が低調であること、近隣に通える高校があることなどがその根拠となっています。赤平高校は地元唯一の高校であり、小規模高校であっても地元で必要としている子どもが存在していることなど、労・農・商が一体となって道教委の不当性を追求し要請行動を展開しましたが、聞き入れられず残念な結果となりました。

今後とも、地元からの志願者確保に全力をあげながら、計画の撤回を迫ってまいります。

#### V. おわりに

以上、平成23年度の教育行政執行方針を申し述べました。子どもたちを取りまく状況は、一段と厳しさを増しています。いじめを苦にして自ら尊い命を絶つ事件や薬物汚染の低年齢化、携帯電話やインターネットを使つてのトラブルなど、大きな社会問題となっています。

一方、深刻さを増す地方自治体の財政運営によって、教育環境の整備にも一定の制約が伴う事態の中で、本市の教育行政を進めなければなりません。山積する教育課題に対して、教育行政の原点に立ち返

り、子どもからお年寄りまで快適な教育環境づくりに、教育関係団体と連携を密にして、本市の教育、文化、スポーツの振興に努めてまいります。

市議会をはじめ市民の皆さまの教育行政に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成23年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時 51分 休憩）

（午後 1時 00分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第6 議案第10号赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第10号赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、個人住民税等に係る特例措置等を講ずることとして地方税法の一部が改正され、4月27日に施行されたことに伴いまして赤平市税条例の一部を改正するものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページから2ページをご参照願います。附則第22条につきましては、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の規定でございますが、東日本大震災による住宅や家財等に係る損失につきまして納税義務者の選択により平成22年中に生じた損失として平成23年度以降の年度分の個人の住民税の雑損控除額の控除をすることができるなど新たに附則として追加するものでございます。

2ページから3ページをご参照願います。附則第23条につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の規定でござい

ますが、住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により滅失等した場合においても控除対象期間の残りの期間につきまして引き続き住宅ローン控除の適用ができることとするため、新たに附則として追加するものでございます。

次に、改正附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、附則第23条につきましては平成24年1月1日から施行するとしたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第7 議案第11号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第11号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

国民健康保険税の項目につきましては、基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3項目から構成されておりますが、国民健康保険特別会計の収支均衡を図ることを目的といたしまして、今般国民健康保険運営協議会におきましてそれぞれ項目ごとに保険税率や保険税額につきましてご審議いただき、さらに地方税法施行令の一部改正が行われたことに伴いまして、各項目の賦課限度額の改定などがございましたことから所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1 ページから 2 ページをご参照願います。第 9 条につきましては、基礎課税額の限度額を 50 万円から 51 万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を 13 万円から 14 万円に、介護納付金課税額の限度額を 10 万円から 12 万円にそれぞれ改正を行うものでございます。

第 10 条につきましては、基礎課税額に係る所得割の規定で、9.92% から 10.21% に税率を改めるものでございます。

第 11 条につきましては、基礎課税額に係る均等割の規定で、額を 2 万 2,000 円から 2 万 3,500 円へ改めるものでございます。

第 12 条につきましては、基礎課税額に係る平等割の規定で、額を 1 万 5,600 円から 1 万 7,000 円へ、そのうち特定世帯につきましては 7,800 円から 8,500 円へそれぞれ改正するものでございます。

2 ページから 3 ページをご参照願います。第 13 条につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割の規定で、3.37% から 3.07% に税率を改めるものでございます。

第 14 条につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る均等割の規定で、額を 7,300 円から 6,200 円へ改めるものでございます。

第 14 条の 2 につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る平等割の規定で、額を 5,200 円から 4,300 円へ、そのうち特定世帯につきましては 2,600 円から 2,150 円へそれぞれ改正するものでございます。

第 15 条につきましては、介護納付金課税額に係る所得割の規定で、3.20% から 3.77% に税率を改めるものでございます。

第 16 条につきましては、介護納付金課税額に係る均等割の規定で、額を 9,400 円から 1 万 800 円へ改めるものでございます。

第 30 条につきましては、第 9 条の限度額の改正に伴い字句の改正を行うものでございます。

附則第 1 項といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

附則第 2 項につきましては、改正後の当該条例の規定につきましては平成 23 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 22 年度までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例による適用区分を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 11 号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第 8 議案第 12 号財産の取得についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第 12 号財産の取得につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

現在赤平市消防団茂尻分団に配備されております消防ポンプ自動車は、導入以来既に 20 年余りを経過し、老朽化が著しく、メンテナンスや部品調達が確実に行えるか不安な状況であり、迅速で確実な消火及び防火活動を行い、地域の安全を確保するため今般購入することとしたものでございます。

新たに購入する消防ポンプ自動車は、国が行う補助対象となる消防設備の基準額に定めます消防ポンプ自動車の規格に適合いたしまして、緊急自動車として承認が得られるものとするものでありますが、消防自動車を取り扱っている当市の指名登録業者は 3 社でございまして、5 月 19 日、この 3 社による指名競争入札を執行したところで、本件の予定価格が 2,000 万円以上でありますことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 12 号財産の取得について。

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして、取得財産、消防ポンプ自動車CD—I型。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、2,467万5,000円。

契約の相手方、札幌市東区北丘珠5条4丁目3番1号、田井自動車工業株式会社代表取締役、田井秀典。

なお、仕様の概要につきましては、別紙議案参考資料に記載させていただいておりますが、納期につきましては平成23年11月30日と定めたところでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第9 議案第13号市道の廃止についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第13号市道の廃止につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

道路法第10条第1項及び第3項の規定に基づきまして、市道廃止の議決を求めるものでございます。

参考資料といたしまして位置図を添付してございますが、当該路線につきましては土地利用上の変化等により道路としての利用度がなくなったことから市道の廃止を行うものでございます。

整理番号324号、路線名、百戸東1号通り、起点、

百戸町東1丁目1番地先、終点、百戸町東1丁目7番地先、幅員10.4メートルから5.4メートル、延長242.4メートルでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第10 議案第14号平成23年度赤平市一般会計補正予算、日程第11 議案第15号平成23年度赤平市介護保険特別会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第14号平成23年度赤平市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,145万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,805万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によります。

3ページをお願いいたします。第2表の地方債補正であります。追加といたしまして都市公園整備事業の限度額を1,570万円と定め、変更といたしまして住宅整備事業の限度額を300万円増額し、5,620万円、過疎対策事業の限度額を4,070万円増額し、

1億7,010万円と定めるもので、起債の方法、利率及び償還方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金、節1疾病予防対策事業費等補助金として55万1,000円の増額であります。厚生労働省ではがんによる死亡者が年間30万人を超える状況にあるため、新たに働き盛りとなる40歳から60歳の方の大腸がん検診の受診率を高めるよう補助金が拡大されたため、女性特有のがん検診推進事業費からがん検診推進事業費に名称を変更するほか、大腸がん検診に伴う経費に対し2分の1の補助金が交付されるものであります。

同じく目3土木費国庫補助金として3,432万6,000円の増額であります。橋梁長寿命化調査費、公的住宅改善工事、都市公園改修工事並びに公園施設長寿命化計画策定費に充当されるものであります。

款14道支出金、項2道補助金、目4労働費道補助金として275万4,000円の増額であります。高齢者対策並びに介護予防の2事業に対し、緊急雇用創出事業交付金を充当するものであります。

同じく目5農林水産業費道補助金として658万4,000円の増額であります。戸別所得補償制度については昨年まで国のモデル事業として実施されておりましたが、本年度から市町村が農業団体、実需者等の関係機関の参加を得た農業再生協議会を設置し、219万6,000円が交付されることとなり、また森林環境保全整備事業費に対し438万8,000円が充当されるものであります。

款15財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入として1,866万6,000円の増額であります。昨年からは市内で露頭炭掘りが開始されており、操業地が道有林保安林区域内であったため、これを操業する企業は保有林としての代替地の設定が必要であり、市が所有する住吉町の山林並びに立木を売り払うものであります。

同じく目2物品売払収入として121万1,000円の増額であります。文化会館の除却に伴うピアノを初めとする備品並びに平成元年に購入した消防ポンプ車を売却したことによるものであります。

款18繰越金として6,138万4,000円の増額であります。平成22年度の一般会計決算見込みによる剰余金は3億円以上が見込まれ、繰越金の一部を今回の補正による歳入歳出差引額の不足額に充当するものであります。

款19諸収入、項4受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入として160万1,000円の増額であります。後期高齢者の健康診査業務委託料に充当するものであります。

6ページをお願いいたします。同じく項5雑入、目1空知産炭地域総合発展基金助成金収入として3,258万2,000円の増額であります。昭和団地屋根補修工事並びに朝陽台団地長寿命化外壁改善工事に充当するものであります。

同じく目2雑入として240万円の増額であります。イベント等に活用するいすを購入するため財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の申請を行っておりましたが、6月6日付をもって決定されたことによるものであります。

款20市債、項1市債、目2土木債として1,870万円の増額であります。公営住宅整備並びに都市公園整備事業に充当するものであります。

同じく目5過疎対策事業債として4,070万円の増額であります。過疎対策道路整備事業債として元町5条通り改良舗装工事に充当し、消防施設整備事業債として文京分団詰所の実施設計並びに地盤調査委託料に充当、過疎地域自立促進特別事業債ソフト分としてスーパープレミアムつき商品券発行補助金ほか7事業に充当するものであります。

次に、歳出であります。8ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目7財産管理費として12万8,000円の増額であります。先ほど申し上げた公有財産売却に伴うヤフーオークションのシステム利用料として3万8,000円、旧新春日



町老人クラブ寿の家を売却するための分筆測量委託料として6万円、公衆用道路整備の原材料として3万円を計上しております。

同じく目14市民生活費として1,516万7,000円の増額であります。住吉獅子会館の外壁補修工事、昭和町老人クラブの屋根外壁補修、茂尻新町老人クラブ並びに茂尻栄町老人クラブの水洗化工事として合わせて993万3,000円を計上、また人口並びに世帯数の減少により町内会等の運営が厳しさを増しているため、町内会等の活動を支援する地域コミュニティ活動推進事業補助金を創設し、249万3,000円を計上、また町内会自身が所有している町内会施設の補修費用を助成する町内会所有施設整備補助金を創設し、本年度は美園町会館の水洗化工事への助成を予定し、274万1,000円を計上しております。なお、茂尻新町老人クラブと茂尻栄町老人クラブの水洗化工事を除く経費に関しましては、過疎対策事業債のソフト分1,080万円を充当しております。

10ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費として160万1,000円の増額であります。後期高齢者の健康診査の受診者の増加並びに検診単価の増額によるもので、本経費に対して後期高齢者医療広域連合受託事業収入が全額充当されます。

12ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目3保育所費として234万4,000円の増額であります。少子化対策の一環として保育所並びに幼稚園の3施設の遊具費等を重点的に購入するもので、ここでは保育所分を計上しております。

14ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2生活習慣病予防費として110万8,000円の増額であります。主に高齢者を対象とした水中ウオーキング教室を開催するためのパンフレットの作成並びに講師派遣費用と大腸がん検診を実施するための案内に要する郵便料並びに検診委託料等の経費であります。なお、大腸がん検診に関する費用につきましては、2分の1が国庫補助金として充当されます。

同じく目5環境衛生費として306万5,000円の増額であります。本市においては15年間の一般廃棄物処理基本計画を策定しており、次期の計画は平成24年度からとなり、今後合併処理浄化槽整備に国の交付金を活用するには本計画による位置づけが必要となるため、本年度に策定するものであります。なお、本事業には過疎対策事業ソフト分を充当しております。

16ページをお願いいたします。款5労働費、項1労働諸費、目2緊急雇用創出事業費として1,133万8,000円の増額であります。厳しい雇用情勢にかんがみ、雇用対策を講じるため3名の臨時職員を雇用するほか、市有林景観整備ほか2事業の委託事業を実施するものであります。なお、臨時職員雇用の2名分の経費につきましては、緊急雇用創出事業交付金の2次配分額が充当され、その他の経費につきましては地方交付税の雇用対策地域資源活用推進費を見込むものであります。

18ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費として329万6,000円の増額であります。市内の農業後継者が農業大学校等で研修を行う費用を助成するため農業後継者サポート事業補助金を創設し、110万円を計上し、さらに農業者戸別所得補償制度推進事業につきましては、先ほど歳入でご説明申し上げたように市町村に農業再生のための協議会を設置することになり、219万6,000円を計上するもので、本件に関しましては同額が道を経由して補助金として措置されるものであります。

20ページをお願いいたします。同じく項2林業費、目2林業振興費として966万1,000円の増額であります。森林整備環境保全工事として675万2,000円を計上し、うち65%が道補助金として充当されます。また、エゾシカによる農林業被害が拡大しているため、芦別・赤平有害鳥獣防止対策連絡協議会に対し290万9,000円を助成し、電気防護さくを設置するものであります。

22ページをお願いいたします。款7商工費、項1

商工費、目1 商工業振興費として1,104万円の増額ですが、独自の基礎データを保有し、戦略的な企業誘致活動を展開するため、企業進出意向調査委託料として104万円を計上し、商業活性化と市民の経済負担の軽減を図るため、スーパープレミアムつき商品券発行助成補助金を1,000万円計上するものであります。

同じく目2 観光費として529万9,000円の増額ですが、歳入で申し上げた財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を財源として、イベント並びに市民団体等の貸し出し用にパイプいす350脚の備品購入費として249万9,000円を計上し、あかびら火まつりに対する道の地域づくり総合交付金が3年間の時限によって終了したことにより、その財源補てんとして200万円、さらに火まつりが40回目の節目の年を迎えるに当たり開催される市民花火大会に80万円を観光協会に助成し、本経費には過疎対策事業債分ソフト分を充当するものであります。

24ページをお願いいたします。款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目4 道路新設改良費として1,100万円の増額ですが、元町5条通りの延長103メートルの改良舗装工事を行うもので、全額過疎対策事業債を充当するほか、現行予算の事務費の一部に対しても過疎対策事業債を充当するものであります。

同じく目5 橋りょう維持費として500万円の増額ですが、市内44カ所の橋梁について平成24年度に長寿命化計画を策定するため、その前段で現況等の調査を委託し、対象経費の65%に国庫補助金が充当されるものであります。

26ページをお願いいたします。同じく項4 都市計画費、目2 公園費として3,750万円の増額ですが、市内20カ所の公園の長寿命化を図るため、公園施設長寿命化計画策定委託料として550万円を計上し、対象経費の50%に国庫補助金、都市公園整備事業債が220万円充当されるものであります。また、若木町、東文京、西文京、茂尻駅前公園の4公園の遊戯施設等の改築工事費として3,200万円を計上し、

対象事業の50%に国庫補助金、都市公園整備事業債が1,350万円充当されるものであります。

28ページをお願いいたします。同じく項5 住宅費、目1 住宅管理費として1,563万7,000円の増額ですが、昭和団地の屋根補修、福栄団地の外壁補修、豊栄団地の屋根補修をあわせて住宅補修工事として1,408万3,000円を計上し、昭和団地につきましては空知産炭地域総合発展基金を200万円充当するものであります。また、春日第二団地の駐車場整備費として団地環境整備工事費を計上するものであります。

同じく目2 地域住宅建設費として5,301万5,000円の増額ですが、朝陽台団地の長寿命化工事として外壁工事を行うもので、国庫補助金が1,392万6,000円、産炭地基金が3,058万2,000円、住宅整備事業債を300万円充当するものであります。

30ページをお願いいたします。款9 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費として434万3,000円の増額ですが、昭和43年に建設された文京分団詰所は老朽化が著しいため今年度を実施設計並びに地番調査を委託し、平成24年度に建てかえを予定するもので、過疎対策事業債が250万円充当されるものであります。

同じく目4 防災費として1,161万8,000円の増額ですが、東北地方太平洋沖地震を機に防災体制の改善を図るため、食料品及び飲料水につきましては賞味期限があるため5年計画で購入し、以降毎年更新を行い、毛布、アルミマット、アルミシートの寝具等は本年度中に必要数をすべて購入してまいります。

32ページをお願いいたします。款10 教育費、項2 幼稚園費、目1 幼稚園費として100万円の増額ですが、保育所でも申し上げたように遊具等を重点的に購入するものであります。

34ページをお願いいたします。同じく項3 小学校費、目1 学校管理費の960万3,000円、さらに36ページの項4 中学校費、目1 学校管理費の480万2,000円の増額ですが、小学校で500組、中学校で250組の机及びいすを全面的に更新するものであります。

38ページをお願いいたします。同じく項5社会教育費、目6交流センターみらい費として174万9,000円の増額であります。施設管理用のモニターカメラ及び装置の故障により、モニターカメラ4台に関する設備を更新するものであります。

40ページをお願いいたします。同じく項7学校給食費、目1学校給食センター費として184万7,000円の増額であります。本年度に入り実施された保健所並びに空知教育局の一斉点検により指摘された事項を改善するもので、害虫を予防するバイオブロック等の消耗品の交換、害虫生息等の調査委託、一部を自動水洗化、さらに床の剥離を補修する工事、汚染区域と非汚染区域を分離するためのスタッピングカート等を購入する経費であります。

42ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目7介護保険特別会計繰出金として29万8,000円の増額であります。介護保険特別会計で行う地域支援事業に対して繰り出すものであります。

次に、議案第15号平成23年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,198万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。歳入であります。款2国庫支出金として59万6,000円、款3道支出金として29万8,000円、款4支払基金交付金として71万6,000円、款5繰入金として77万6,000円の増額であります。いずれも一次予防事業費に充当するものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。

款2保険給付費につきましては一次予防事業に振りかえた一般財源を補てんするため、介護給付費準備基金繰入金を充当する財源補正を行うものであります。

8ページをお願いいたします。款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目2一次予防事業費として238万6,000円の増額であります。昨年度から産学官の連携事業によるあかびら・地域まるごと元気アッププログラム事業につきましては、大学等を通じたモデル研究事業として実施してまいりましたが、市民の要望も強く、評価や成果等も大きいことから、引き続き関係機関と連携を図りながら、市の主体事業として進めるため体力測定の結果通知を行うための通信運搬費並びに講師を派遣するための手数料を計上するもので、先ほど申し上げた歳入の財源が充当されるものであります。

以上、議案第14号並びに議案第15号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。大道議員。

○1番（大道晃利君） 委員会に付託され、審議される予定ですが、市全体の財政状況を知りたいので、繰越金に関連して一般会計の22年度の現時点での決算見通しはどれぐらいの繰越金になるのか、そして連結実質赤字比率はどれぐらいになる見通しなのでしょうか。この2つをお聞きします。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） さきの市政報告の中でも若干申し上げましたが、一般会計につきましては平成22年度決算における剰余金見込額は3億を超えるという見込みであります。また、全会計におきましても1億円ぐらいの剰余金が生まれると。病院については、不良債務は持っておりますが、計画より進んでいるということで6億円台にまで不良債務が解消されているということで、逆に言うと他の会計で6億円の不良債務を超える額の剰余金が発生したということになります。そのために連結実質赤

字比率については発生しないということになってまいります。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号、第15号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、植村議員、菊島議員、北市議員、竹村議員、若山議員、向井議員、太田議員、五十嵐議員、大道議員、以上の9名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

（午後 1時40分 休憩）

（午後 1時50分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 報告第4号平成22年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第4号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第13 報告第5号株式会社赤平振興公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（浅水忠男君） [登壇] 報告第5号株式会社赤平振興公社の経営状況について、ご報告申し上げます。

最初に、2ページの事業報告書について申し上げます。保養センター事業につきましては、前期実績より925人の増、ケビン村事業につきましては前期実績より40回の減となりました。エルム高原施設管理事業ですが、家族旅行村につきましては前期実績より862人の増、オートキャンプ場につきましては前期実績より50人の増となりました。じんかい収集運搬事業につきましては、一般ごみ、資源ごみともに収集量が増加し、前期実績より5.7%の増加となりました。住友共同浴場事業につきましては、前期実績より1,119人の減となりました。

次に、3ページですが、平成23年3月31日現在の貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部ですが、流動資産は計4,649万2,892円であります。預金は1,126万7,850円であります。以下、内訳は記載のとおりであります。有価証券につきましては2,500万円であります。固定資産は、計179万8,042円であります。減価償却を終えました機械器具類の残存価格を計上しております。資産の部の合計4,829万934円あります。

次に、負債・資本の部ですが、流動負債は計1,512万1,861円あります。内訳は記載のとおりであります。次に、純資産は資本金、利益準備金、繰り越し利益剰余金を合わせまして3,316万9,073円

であります。内訳は記載のとおりであります。負債・資本の部合計4,829万934円であります。

次に、4ページですが、第29期営業年度の損益計算書についてご説明を申し上げます。営業損益の部、営業収益であります。販売売り上げは計6,872万5,279円であります。市からの受託事業収入は、計6,308万7,620円ありますが、内訳は記載のとおりであります。営業収益の合計は、1億3,181万2,899円あります。

営業費用であります。販売売り上げ費用は626万7,970円あります。販売費及び一般管理費は1億2,607万5,622円あります。各事業費の内訳は、記載のとおりであります。営業費用の合計は、1億3,234万3,592円となりまして、53万693円の営業損失となったところであります。

営業外損益の部、営業外収益は17万6,671円あります。経常損失は、営業損失53万693円と営業外収益17万6,671円と合計し、35万4,022円の経常損失となりました。

特に特別損益の部についてご説明を申し上げます。本年2月14日から3日間、滝川税務署による税務調査が行われ、平成21年度に修繕費として計上していた仮設炊事場の改修について資産に計上すべきであると、また完了がおくれました21年度修繕費計上のキャンプ場内の園路修繕については21年度に計上すべきでないとの見解が示され、前年度分の修正申告を行いました。よって、今期の決算において前期損益修正益及び前期損益修正損の仮勘定を行い、前年度分の修正を行うものであります。この結果、法人税等は法人市道民税の均等割額20万6,000円を含め20万6,100円となり、平成22年度の当期純利益は86万5,878円となりました。なお、21年度分の修正申告により納税した法人税及び加算税は43万130円であり、書類の不備も認められず、修正申告したことから重加算税の対象とはなっておりません。

次に、5ページですが、第29期営業年度の株主資本等変動計算書についてご説明を申し上げます。当期剰余金でございますが、下段見出しのその他資本

剰余金及びその他利益剰余金の内訳書の表右側、その他利益剰余金合計欄に前期期末残高1,839万5,195円に当期純利益86万5,878円を加えまして、1,926万1,073円を当期末残高として次期繰越金とするものであります。

結びであります。第29期営業年度におきましては、純利益を計上する決算となりましたが、引き続き効率的な事業展開をしてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いするものであります。

別冊の資料8ページから10ページにかけましては決算に関する資料、11ページから17ページにかけまして事業実績に関する資料を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、株式会社赤平振興公社の経営状況についてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。北市議員。

○9番（北市勲君） ただいま振興公社の決算報告されました。ただいまの説明の中で、保養センターの利用者が925名増ということで大変喜ばしい結果だろうと。これもすべて関係者の利用促進啓発の努力が実ったのかなと大変喜んでおります。

そこで、ご質問ですが、せっかくこれだけの利用者がふえたにもかかわらず決算上は赤字になっていると。これは一体どういうことなのか。普通通常利用者がふえたということはそれだけお金が入ったわけですから、当然ここで少なくとも黒字になっていなければいけない、あるいは赤字の幅が小さくなっていなければいけないと、そう思うのが普通だと思うのですが、これについてお答えをいただきたい。

それから次、入湯税についてお尋ねいたします。ただいまこの資料をいただきますと、入湯税がどのくらい市に納められているのか全くわからないと。入湯税は一体幾ら払っているのかと、市に納められているのかと。今までの過去の資料を見ますと、利用者の数と入湯税とは当然合いません。ということ

は、入湯税を必要としない利用者がいるわけで、その辺のどのような方が入湯税を必要としていなかったのか、それは今一体何人ぐらいいるのか。今回の利用者12万641名の中で何名おられるのか、この辺のところを教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） ただいま報告させていただきましたが、21年度で公社の資金で修繕をしたと。これは、税務署としては公社の財産になるだろうということで、この分は財産ということでプラスの数字として生きてきたわけです。先ほど申し上げましたように百四十何万でしたか、私言ったのは。

それと、なぜそれプラスになったのにマイナスになったかということなのですが、実は去年の秋から飲料水が不足になりました、はっきり言って。今は回復をしているのですけれども、市の浄水場から直接公社が水を買ったと。それから、水を運ぶのに車両が必要だった。そして、人件費も必要、それから燃料費も必要だったということでありまして、大体去年の10月からことしの3月までに約1,000トンの水を買いました。水代は28万円でございます。そのほかに今申し上げました人件費、それから車両の借り上げ、燃料費、それらもろもろ水道代と含めます186万8,000円を支出をいたしました。これは、臨時的な経費だといえれば臨時的な経費なのですが、それを操作をいたしますと、先ほど言いましたように修繕として認められたその財産の分がプラスですけれども、130万くらいはそこから減ってきますので、50万程度の赤字ということになりました。実際はその分があったにしても財産の分は実質は現金はありませんけれども、数字の上ではプラスだということで、最終的には22年度決算が先ほど言いましたように86万5,000円ほどのプラスになったということでございます。

それから、入湯税の関係ですが、ちょっと額私は今まだ決算の段階中でありまして、はっきりわかりませんが、先ほど北市議員が言いましたような入

館者は12万641人いたと。それで、どのくらいの税金が入ったのかということでありまして、中間的な数字でありますけれども、506万くらい実は入りました。正式にはこれから決算をいたしますけれども、そうすると大体1万9,000人ぐらいの分は少ないという計算になります。そこで、入湯税法上12歳以下の子供たちは入湯税はかからない。それから、赤平市の場合は宴会場があって、宴会場の人たちはお金を払わないでお風呂に入れる。そういう人たちはちょっと除かせていただいているという状態なのです。それは、全員入っているかどうかちょっとわからないものですから。一応皆さんに入ってくださいと声かけても、確かに入館者の数には入っています、宴会する人たちはみんな。入っているのですが、直接風呂に入っていた人たちは入湯税の対象にするかどうかというのがちょっと大変難しいものですから、それは対象にしていな。それから、らんフェスタ、それからあかびら火まつりでも温泉の啓発のためにチラシのところに100円値引きしますよというチラシをよく皆さん見たかと思いますが、そういう人たちについても実は入湯税は今のところは払ってはいない、後ほどまたちょっと申し上げますけれども。それから、もう一つ、毎月29日、半額の日を決めておりますが、この人たちも入湯税はいただかないと。というのは、空知管内の温泉の連絡協議会がありますが、それぞれ情報交換をしたところ、正規の料金より下げている場合は入湯税は支払っていないというような状況もありまして、これはちょっとこれからの検討課題になるのかなと、協議課題になるのかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君） 大変詳細にわたってのご答弁ありがとうございました。

保養センターのなぜ赤字なのかという質問の中で、今副市長さんから答弁いただきましたけれども、ちょっと私はこの数字見ていて不思議に思っています。例えば8ページの保養センターの収益金、特

に販売売り上げ、先ほど経費もかかったよと。それはわかるのです。費用のほうの経費は前年度よりふえています。しかし、販売売り上げが前年度より下がっていると。これ22年度は5,281万2,505円ですが、昨年度21年度は5,460万、ここでも少なくとも180万ぐらいの売り上げ減っていると。しかし、利用者は925人ふえているのです。こうなると先ほどの副市長さんのお答えではどうも矛盾が起きてくると。だから、ここで考えられるのは、値引きを、いわゆる割引を大幅にやったのではないかと、そういうぐあいに思われるのですが、いかがなものでしょうか。

それと、もう一点、済みません、入湯税です。私もちょっと指定管理者制度が設定されて以来過去にわたって調べてみました。平成18年は、入湯税の対象とならなかった方々が総人数の約27%、人数にすれば3万7,000人。平成19年度は18%、2万4,000人。だんだん下がってきています。去年は16%の人たちが、約1万9,290人、この方々が入湯税を払っていない。入湯税というのはこれは税金ですから、税金をまけるとなるとどうなのかと、ちょっとその辺のところ判断が非常に難しいと思うのですけれども、それも踏まえて、今おっしゃったように12歳以下のお子様方については要らないよと。半額にした人も取らないよと。それから、らんフェスタなんかのチラシについている割引を使った部分も取らないよと。そしたら、保養事業でされている入浴券も取っていないということになります。あれは1人当たり年間12枚の券がたしか行くはずですけども、これも含めてきちっとその辺のところを私どもの目に触れてこないと、実際にやっておられると思いますけれども、我々はわからないと。市のこれから次期定例会で決算書出ます。だけれども、実際そのプロセスが全然わからない。そういう意味ではもう少し私どもにお金のお出し入れがわかるような資料を出していただきたいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） まだ値引きをしているのではないかというお話ありましたが、先ほど言いましたようにサービス券と、それから毎月の29日の半額以外には値引きをしておりません。ただ、この中で300人くらいはお互いに温泉のつき合いというのがありまして、券をもらったり、招待券をもらったり、渡したりするようなのが300件くらいあるそうです。先ほど説明ちょっと漏れましたが、オートキャンプ場と、それからケビンの人たちが年間1,600人か700人くらいいるのですが、これは実は先ほど説明するとき漏れまして申しわけありません。これはまだもらっていない分でありまして、これはこれからもらうという予定でありますので、その分は若干またふえてくるということでありまして、この入湯税はあくまでも目的税ですので、その温泉の維持管理、それから周辺の問題、そしてさらには防火、防犯、それらのためにこの目的税を使わなければいけないのです、本来。ですから、入れば入るほどいいのですけれども、でもそれは市が一たんもらって、市が全部そういうことをしてやらなければいけないことですから、全部出せば一番いいのですけれども、そういう目的税になっているものから、もらっても全部吐き出すという形がやっぱり一番ふさわしいのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君） どうもありがとうございます。300人ほど近隣の施設との交流の中でのやりとり、これ当然あっていいと思うのです。ただ、それはそれとして、やはりいただくものはいただいおかないと不公平感がどうしても生まれてくると、若干そういうふうに感じます。

それと、もう一点、先ほど保養センターの売り上げのほう、昨年よりも売り上げが下がっていると、これについてちょっと答弁漏れているので、よろしくお願ひいたします。

○議長（獅畑輝明君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） この税務調査の関係だと

思いますけれども、実際に20年度で修繕をやった分が今度計上しなさいということになって、最終的には86万のプラスになったと思いますけれども、売上高が減ったその分を含めて、私も単式ではわかるのですけれども、複式簿記というのはなかなか難しくよくわからないのですが、その辺ちょっと公社のほうに私直接聞いてみます。申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） ほかありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第5号については、報告済みといたします。

---

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査のため、あす17日から22日までの6日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす17日から22日までの6日間休会することに決しました。

---

○議長（獅畑輝明君） この際、ご報告いたします。

さきに設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に北市議員、副委員長に向井議員が選任されましたので、ご報告いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時19分 散会）



上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)